

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 課税限度額の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する。

○ 担税能力に応じた負担を求めるため、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる。

| 区分 | 現 行 | 改正後 | 比 較 |
|----------------|------|-------------|-------------|
| 基礎課税分(医療分) | 58万円 | 61万円 | +3万円 |
| 後期高齢者支援金分 | 19万円 | 19万円 | — |
| 介護納付金分(40～64才) | 16万円 | 16万円 | — |
| 合 計 | 93万円 | 96万円 | +3万円 |

※国民健康保険税は基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で構成される。

○課税限度額改正の影響

| 区分 | 改正前世帯数 (世帯割合率) | 改正後世帯数 (世帯割合率) | 課税額への 影 響 額 |
|----------------|-------------------|-------------------|----------------|
| 基礎課税分（医療分） | 156世帯（0.91%） | 138世帯（0.80%） | +約446万円 |
| 後期高齢者支援金分 | 200世帯（1.16%） | 200世帯（1.16%） | — |
| 介護納付金分（40～64才） | 83世帯（0.48%） | 83世帯（0.48%） | — |
| 合 計 | — | — | +約446万円 |

※世帯割合率＝限度額該当世帯÷国保加入世帯数（平成31年1月末時点 17,192世帯）

【参考：これまでの改正経過】

| 年 度 | 基礎課税分 (医療分) | 後期高齢者 支援金分 | 介護納付金分 (40～64才) | 合 計 |
|--------|----------------|---------------|--------------------|------|
| 平成26年度 | 51万円 | 16万円 | 14万円 | 81万円 |
| 平成27年度 | 52万円 | 17万円 | 16万円 | 85万円 |
| 平成28年度 | 54万円 | 19万円 | 16万円 | 89万円 |
| 平成30年度 | 58万円 | 19万円 | 16万円 | 93万円 |

2. 施行期日等

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

3. 適用区分

改正後の条例規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 軽減判定所得の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する。

○ 低所得者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の応益割（均等割・平等割）の5割、2割軽減に係る軽減判定所得の基準を引き上げる。（※7割軽減は変更なし）

◆ 5割軽減判定所得基準

現行 ⇒ 基準額 33万円 + 27.5万円 × 世帯の被保険者数

改正案 ⇒ 基準額 33万円 + 28.0万円 × 世帯の被保険者数

◆ 2割軽減判定所得基準

現行 ⇒ 基準額 33万円 + 50.0万円 × 世帯の被保険者数

改正案 ⇒ 基準額 33万円 + 51.0万円 × 世帯の被保険者数

(2) 応益割5割、2割軽減拡大に伴う影響

| 軽減割合 | 現行 | 改正後 | 増減 |
|------|----------------------------|----------------------------|--|
| 2割 | 2,029 世帯 | 2,070 世帯 | +41 世帯 (軽減なし⇒2割軽減 +88 世帯) (2割軽減⇒5割軽減 -47 世帯) |
| | 35,100,060 円 | 35,811,070 円 | +711,010 円 |
| 5割 | 2,957 世帯 | 3,004 世帯 | (2割軽減⇒5割軽減) +47 世帯 |
| | 122,461,300 円 | 124,345,250 円 | +1,883,950 円 |
| 7割 | 5,459 世帯 | 5,459 世帯 | — |
| | 268,343,565 円 | 268,343,565 円 | — |
| 合計 | 10,445 世帯 (軽減世帯率 60.8%) | 10,533 世帯 (軽減世帯率 61.3%) | +88 世帯 (0.5ポイント増) |
| | 425,904,925 円 | 428,499,885 円 | +2,594,960 円 |

○ 軽減拡大世帯数 新規2割⇒88世帯 + 新規5割⇒47世帯 = 135世帯

※ 平成31年1月末時点の国保加入世帯による推計値。

※ 軽減世帯率 = 軽減対象世帯数 ÷ 国保加入世帯数 (平成31年1月末時点 17,192世帯)

※ 軽減分については、保険基盤安定制度により県が4分の3に相当する額を負担し、残り4分の1は一般会計からの繰入となる。なお、一般会計からの繰入分については交付税措置される。

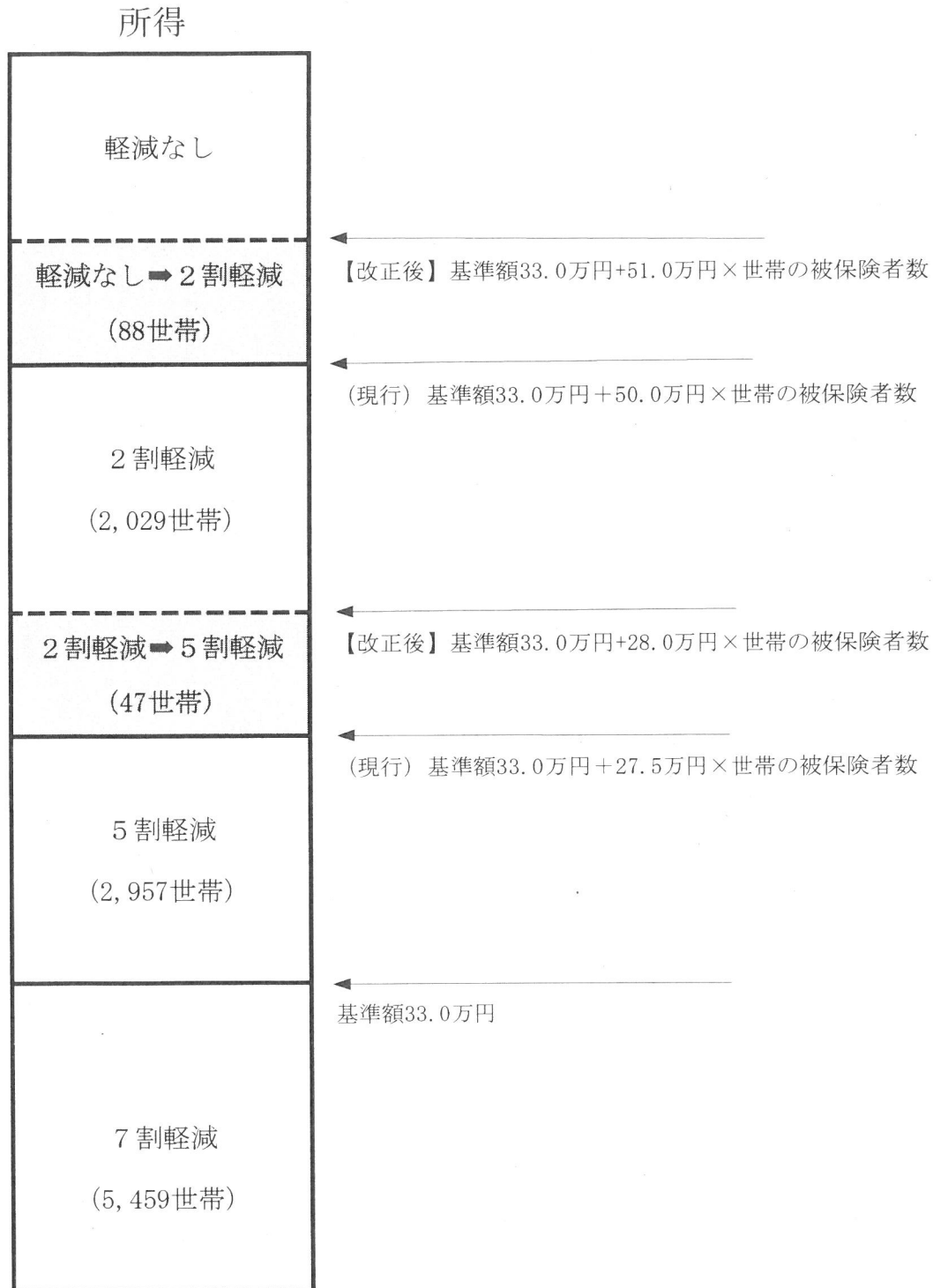
2. 施行期日等

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

3. 適用区分

改正後の条例規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

軽減判定所得基準改正のイメージ



※平成31年1月時点の国保加入者世帯（17,192世帯）による推計値

報告案件

会津若松市国民健康保険被保険者の適用除外について

1. 改正趣旨

児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のない者は、国の通知により、国民健康保険から適用除外とすることを条例に規定するものです。

2. 経過

平成30年12月に県から、他県において、本来、適用除外とすべき者（児童）に対して保険料を賦課するという事案が発生したことから、今後、その様な不合理が生じないよう、国民健康保険法施行規則第1条第5号に基づき、国民健康保険被保険者とすることが適当でない者（児童）を適用除外とする規定を条例に定めるよう指導がありました。

なお、上記に該当する者（児童）に係る医療費は、都道府県から発行される受診券により公費負担となります。

※（被保険者の適用除外）

国民健康保険法施行規則第1条第5号

- ・その他特別の事由がある者で条例に定めるもの

3. 施行期日等

公布の日から施行する。

会津若松市国民健康保険税条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| 第1条 (略) | 第1条 (略) |
| 第2条第1項 (略) | 第2条第1項 (略) |
| <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>61万円</u>とする。</p> | <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>58万円</u>とする。</p> |
| 第2条第3項～第4項 (略) | 第2条第3項～第4項 (略) |
| 第3条～第10条の9 (略) | 第3条～第10条の9 (略) |
| (税額の減額) | (税額の減額) |
| <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> | <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> |
| (1) (略) | (1) (略) |
| <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> | <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>51 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)</p> | <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>50 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)</p> |
| <p>ア～カ (略)</p> | <p>ア～カ (略)</p> |
| <p>第 12 条～第 22 条 (略)</p> | <p>第 12 条～第 22 条 (略)</p> |
| <p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> | |
| <p>1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の会津若松市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。</p> | |
| <p>(適用区分)</p> | |
| <p>2 改正後の条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> | |

会津若松市国民健康保険条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第1条～第3条（略）</p> <p>第3章 被保険者 （適用除外）</p> <p><u>第3条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されてる児童であつて民法（明治29年法律第89号）第877条の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としな</u>い。</p> <p>第4条～第14条（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> | <p>第1条～第3条（略）</p> <p>第3章 削除 第3条の2 削除</p> <p>第4条～第14条（略）</p> |